

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医政局総務課）

項 目 名	厚生農業協同組合連合会の法人税非課税措置の要件の見直し		
税 目	法人税（法令第5条）		
要 望 の 内 容	<p>厚生農業協同組合連合会（以下「厚生連」という。）が行う医療保健業を収益事業から除外するための要件のうち、差額ベッドに関して以下の事項が設定されている。</p> <p>① 全病床に占める差額ベッドの割合が30%以下</p> <p>② 差額ベッドの料金の平均金額が5,000円以下</p> <p>上記①の要件について、厚生連が「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号）による差額ベッド割合（全病床に占める差額ベッドの割合が50%以下）によって運用できる要件に見直すこと。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 組合員及び地域住民が日々健やかに生活できるよう、保健・医療・高齢者福祉の事業を通じて支援を行うことにより、地域社会の発展に貢献する。</p> <p>(2) 施策の必要性 厚生連は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条に規定する公的医療機関の開設者として、農村地域における保健・医療を担うといった公益性を有している。また、先般の新型コロナウイルス感染症の拡大時にも、全国の厚生連において道県の実情を受け、積極的な患者の受入れを行ってきたところである。 患者の受入れ時には、院内感染対策の観点から個室での療養を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大時は個室が不足し、やむなく多床病室を個室として使用することとなり、絶対的な病床数の減少により一般患者の受入れに影響が出るといった実態があった。 このような中、令和 4 年 12 月 9 日に公布された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 96 号）による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）（以下「改正後の感染症法」という。）には、都道府県と医療機関の協定の仕組みが創設され、厚生連を含めた公的医療機関等については、感染症発生・まん延時において医療の提供に関して講ずべき措置（病床の確保等）が義務づけられた。 一般的に個室が多いとゾーニング等も容易であり、院内感染対策として優れているが、厚生連については、法人税の非課税措置の要件として、差額ベッド割合が 30%以下とされている。感染対策上必要な個室を整備する上で、この要件が障壁とならないよう、改正後の感染症法の規定に基づき一定の取組を行う厚生連が他の公的医療機関と同様に「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」による差額ベッド割合（全病床に占める差額ベッドの割合が 50%以下）で運用できるよう要件を見直す必要がある。</p>	
	今回の要望（租税特別措置）	合理性
	政策の達成目標	—

		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	改正後の感染症法の規定に基づき一定の取組を行う厚生連
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	新興感染症に対応する環境(個室療養)が整備されることにより、農村地域において、感染症発生時を含めて低廉かつ十分な医療が維持される。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においては、非収益事業所得は法人住民税・事業税非課税となるためこれらの税目について要望する。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	新興感染症への対応に向けて個室の整備を進めるに当たり、厚生連に係る非課税措置の要件である差額ベッド割合が支障とならないように見直すという、必要最小限の措置であることから妥当である。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
租特透明化法に基づく適用実態調査結果		—	
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		—	

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成9年度 差額ベッド料金の平均 4,000 円以下 → 5,000 円以下 平成13年度 全病床に占める差額ベッドの割合 20%以下 → 30%以下</p>	